

「民泊神戸一里山別邸」宿泊約款

抜 粋

前文

「民泊一里山別邸」は、「一棟貸し宿泊契約」を前提としており、宿泊されますお客様以外の宿泊者はないという契約形態の運営となっています。



(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、「当施設」の受付において、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業。

宿 泊 者 名 簿

Registration card

年 月 日()記入

No. _____



お名前 The name 名字 이름	前泊地 Where you last stayed 前(停泊)处 전정박지	翌日行先 The next day's destination 次日去向 다음날 향선지
ご住所 The address 地址 주소	E-mail	
ご職業 Occupation 职业 직업	※ 日本国内に住所を有しない外国人の方が旅館・ホテルに宿泊される場合は、宿泊者名簿に宿泊者の氏名・住所・職業に加え、国籍及び旅券番号を記載していただくことになっています。 (旅館業法第6条第1項及び第2項、旅館業法施行規則第4条の2)	
国籍 The nationality 国籍 국적	※ また、氏名や旅券番号などを宿泊者名簿に記載していただく際には、正確を期する必要がありますので、旅券の表示や写しを取らせていただくをお願いしています。 なお、これにより、宿泊者名簿の氏名・国籍・旅券番号の記載を省略することができます。	
旅券番号 The passport number 护照号码 여권번호		

(2) 日本国内に住所のない外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。

(3) 出発日及び出発予定時刻。

(4) その他「当施設」が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。



(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、「当施設」においては、「当施設」が定めて別に掲示した「利用規則」に従っていただきます。



(営業時間)

第11条 「当施設」の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

(1) 受付・キャッシャー等サービス時間:午前7時～午後8時

- イ. 門限 午後10時
- ロ. 受付サービス 午後9時まで

(2) 飲食等(お食事処稲荷茶屋)

サービス時間: 午前7時～午後9時

- イ. 朝食 午前7時～午前9時
 - ロ. 昼食 午前11時30分～午後2時
 - ハ. 夕食 午後6時～午後8時30分
- ラストオーダー午後8時です。

二. その他の飲食等 受付にご相談して下さい。

(3) 附帯サービス施設時間:

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。



(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は「当施設」が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は「当施設」が請求した時、受付において行っていただきます。



3. 「当施設」が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(駐車場の責任)



第 17 条 宿泊客が施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、「当施設」は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、「当施設」の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により「当施設」が損害を被ったときは、当該宿泊客は「当施設」に対し、その損害を賠償していただきます。

(貴重品の取り扱い)



第 19 条 貴重品又は現金の保管は、宿泊客の自己管理となりますので「当施設」では一切の責任を負いません。外出の際は、必ず貴重品をお持ちいただくようお願いします。又、携帯できないパソコン・タブレット等の物品は、人目につかないように保管して下さい。



(浴場利用時の貴重品と整頓)

第 20 条 浴場を利用する場合は、貴重品はご自身で管理下さい。又、バスルームご使用后、後に使用される宿泊客のために、整理整頓のご協力をお願いします。

(客室の点検と清掃)

第 21 条 お客様が 2 泊以上連続して宿泊される場合は、「当施設」の清掃は原則として毎日、客室点検及びごみ出し業務を行います。

2. 「当施設」が必要と認める場合は、随時客室の清掃・点検ができるものとする。
3. 前項の客室清掃・客室点検については、お客様はこれを拒否できないものとします。



別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客の支払い	宿泊料金	<p>① 基本宿泊料 100,000 円(8名までの宿泊が可能です) 金・土及び祝日前宿泊料金は 120,000 円</p> <p>② 追加宿泊料 平日 7,000 円/1名 最大4名まで可能です。 金・土及び祝日前宿泊料金は 8,000 円/1人</p> <p>※小学生以上は宿泊1名とします。 ※同伴者と同衾する場合は、宿泊費は発生しません。 小学生以下で寝具を必要とする場合は、リネン洗濯代として 3,000 円/1人をいただきます。なお、金・土及び祝日前の場 合は、4,000 円/1人となります。 ※上記いずれも消費税 8%は別途となります。</p>
	お食事	お食事につきましては、別途メニューをご参照下さい。
	オプションの内容	オプションの内容につきましては、別途パンフレットをご参照下さい。
室料超過料金		<p>(1) 超過3時間までは、契約1棟貸付料金の3分の1。</p> <p>(2) 超過6時間までは、契約1棟貸付料金の2分の1。</p> <p>(3) 超過6時間以上は、契約1棟貸付料金の全額。</p>

※室料は宿泊当日午後4時チェックイン 翌日午前11時チェックアウトです。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の 通知を受け た日	不 泊	当 日	前 日	
基本宿泊料金 8名まで100,000円 金土祝日前120,000円	100%	100%	80%	1棟貸切
追加宿泊料金 1名増す毎に7,000円/人 金土祝日前8,000円/人	100%	100%	80%	
お食事の事前予約解約について	100%	100%	80%	
オプションの事前予約の解約(BBQ含む)	100%	100%	80%	

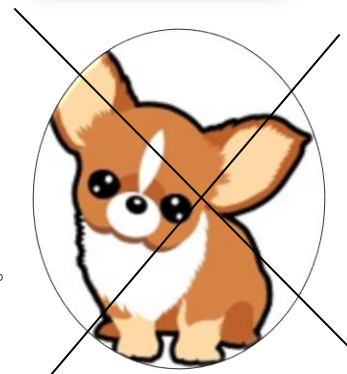
(注) 1. %は、宿泊料・お食事前予約並びにオプション事前予約に対する違約金の比率です。

民泊神戸一里山別邸利用規則

「当施設」ではすべてのお客様に、安全かつ快適にお過ごしいただきますように、宿泊約款第10条の定めにある通り、下記の「利用規則」をお守りくださるようお願い申し上げます。この「利用規則」をお守りいただけない場合は、宿泊約款第7条により、宿泊約款及びこれに関連する契約を解除させていただく場合もございます。

【「当施設」内で次に定める行為は固く禁止します】

- (1) 火災防止のため、レンジの使用は禁止となっています。
- (2) 「当施設」は**全館禁煙**となっています。喫煙は所定の場所(受付付近に灰皿を用意しています。)で必ず行い、灰皿に吸殻を入れて下さい。
- (3) 深夜窓を開放しての放歌、高吟等の喧騒行為。
- (4) 異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼす行為。
- (5) 次に定める物品の持込み。
 - a 動物、鳥類等。ただし、盲導犬・聴導犬・介助犬等は除く。
 - b 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持が禁止されている薬品類。
 - c 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品類。



ごめんネ



等の物品。

- d 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
- e 著しく多量もしくは重量のある物品
- f 悪臭・騒音を発する物。
- g ごみ及び客室の衛生を妨げる物品。
- h 「当施設」内での使用を目的とした電化製品及び調理器具

- i その他「当施設」が客室への持ち込みを禁止することとした物品。
- (6) 公序良俗に反する行為。※公の秩序（社会の一般的秩序）及び、善良な風俗（社会の一般的道徳観念）の事です。
- (7) 多目的ホール・お食事処「稲荷茶屋」等でチラシ・広告物を配布する行為。
- (8) 客室以外の場所での所持品の放置。
- (9) 客室以外の場所(事務所・厨房・倉庫等)への立ち入り。
- (10) 「当施設」が許可する施設以外から飲食物等の出前・マツサージ等のデリバリー。
- (11) 客室内でお香等を焚く行為。
- (12) 営利を目的とした活動。
- (13) その他、「当施設」での安全及び衛生の妨げとなる行為。
- (14) 客室点検・清掃業務を妨げる不快に感じる荷物又は商品の持ち込み。



【客室内での次に定める行為は固く禁止しております】

1 外来者との客室での面会



ただし、施設スタッフの了承が得られた場合のみ面会可能とし、午前9時から午後8時までとし、午後8時を超過した場合は、その超過利用分を請求いたします。

2 契約人数を超えての客室利用は、原則禁止します。申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求します。

付 則 この宿泊約款および利用規則は、平成31年5月1日(以下、「適用開始日」といいます。)から適用します。